

監査公告第7号

定期監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定による上下水道部の定期監査を加賀市監査基準（令和2年加賀市監査委員告示第1号）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和3年11月22日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 高辻 伸行

上下水道部定期監査結果報告

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査期間

令和3年10月11日から令和3年11月10日まで

第3 監査の対象

上下水道部

第4 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行が適切かつ効率的に行われているか。
- (2) 行政事務が法令等に適合し、正確で合理的、効率的に行われているか。
- (3) 経営体質強化のために、施設の規模縮小や変換などの取り組みが実施されているか。
- (4) 浄化センターの統廃合について、計画的に進められているか。また、その効果や影響について予測がなされているか。

第5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（事情聴取の主な項目は別記のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第6 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、行政事務の執行状況、所管の物品・施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

第7 留意事項

地方自治法第199条第14項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

上下水道部 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 上下水道料金改定に対する考え方について
2. 下水道加入促進について
3. 今後に向けた経営体質の強化について
4. 原水浄水施設整備事業について
5. 管路耐震化事業（老朽管更新）について
6. 施設の規模縮小や適正な施設への変換に向けた具体的な取り組みについて
7. 配水施設更新事業について
8. 下水道区域の見直し及び下水道料金の改定について
9. 浄化センターの統廃合の事業計画と効果予測について